

横浜市行政不服審査会 第15回会議次第

平成29年6月27日（火）午後1時30分
横浜市庁舎3階A会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により横浜市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について
- (2) 審査請求に係る調査審議
 - ア 平成29年度施設・事業利用調整結果（保留）処分
 - イ 生活保護費用徴収金決定処分
 - ウ 行政証明不交付決定処分
 - エ 行政証明不交付決定処分
 - オ 療育手帳交付決定処分

(3) その他

3 閉 会

(案)

行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号の規定により 横浜市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) 第 43 条第 1 項第 5 号の規定により次のいずれかに該当する審査請求は、横浜市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

- 1 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条に規定する身体障害者手帳の等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
 - (1) 審査請求に係る処分をしようとするときに、横浜市社会福祉審議会身体障害者程度審査部会の議を経て当該処分がされた場合(身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき議を経た処分に係る審査請求を除く。)
 - (2) 裁決をしようとするときに、横浜市社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部会の議を経て裁決をしようとする場合

- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の不交付及び等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
 - (1) 審査請求に係る処分をしようとするときに、精神保健指定医(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条第 1 項の精神保健指定医をいう。)に指定された者の意見を聴取して当該処分がされた場合
 - (2) 障害年金の受給を証する書類又は特別障害給付金の受給を証する書類の提出をもって精神障害者保健福祉手帳の交付申請がなされた場合で障害年金及び特別障害給付金で認定された等級をもって処分がされた場合

- 3 横浜国際港都建設計画高度地区の変更の適用を除外する処分についての
審査請求で、審査請求に係る処分をしようとするときに、建築審査会の同意
を得て当該処分がされた場合

平成 28 年 11 月 16 日 決定

平成 29 年 6 月 27 日 追加

参考:行政不服審査法(抄)

第43条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）である場合にあつては 第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合

五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

【資料】国際港都建設計画(高度地区)の変更の適用除外処分の取扱いについて

	身体障害者(身体障害者手帳)			精神障害者(精神障害者保健福祉手帳)		都市計画上の高度地区の変更の適用除外										
根拠規定	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。 第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者(親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。)が代わつて申請するものとする。 4 都道府県知事は、第一項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。 第45条 精神障害者(知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。 2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。		横浜市告示第535号(平成28年8月25日) 横浜市国際港都建設計画高度地区の変更 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画高度地区を次のとおり変更した。(中略)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【要件】 その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるとき </td> <td> 【要件】 ・その障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき ・等級表のいずれに該当するか不明なとき </td> <td> 【要件】 診断書・意見書の内容で判断可能なとき </td> </tr> </tbody> </table>			A	B	C	【要件】 その障害が 法別表に掲げるものに該当しないと認めるとき	【要件】 ・その障害が 法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき ・ 等級表のいずれに該当するか不明なとき	【要件】 診断書・意見書の内容で判断可能なとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【添付書類】 主治医の診断書 </td> <td> 【添付書類】 障害年金の受給を証する書類(障害年金の等級が判定済み) 【添付書類】 特別障害給付金の受給を証する書類(特別障害者給付金の等級が判定済み) </td> </tr> </tbody> </table>		A	B	【添付書類】 主治医の診断書	【添付書類】 障害年金の受給を証する書類(障害年金の等級が判定済み) 【添付書類】 特別障害給付金の受給を証する書類(特別障害者給付金の等級が判定済み)	1 適用の除外 次の各号のいずれかに該当する建築物については、前記の制限は適用しない。 (1)～(3)中略 (4) 市長が公益上やむを得ない、又は周囲の状況等により都市計画上支障がないと認め、かつ、建築審査会の同意を得て許可した建築物
A	B	C														
【要件】 その障害が 法別表に掲げるものに該当しないと認めるとき	【要件】 ・その障害が 法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき ・ 等級表のいずれに該当するか不明なとき	【要件】 診断書・意見書の内容で判断可能なとき														
A	B															
【添付書類】 主治医の診断書	【添付書類】 障害年金の受給を証する書類(障害年金の等級が判定済み) 【添付書類】 特別障害給付金の受給を証する書類(特別障害者給付金の等級が判定済み)															
諮問の根拠	法施行令	厚生労働省通達	本市運営要領		横浜市国際港都建設計画高度地区の変更(告示)											
諮問機関	横浜市地方社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部に諮問 根拠:身体障害者福祉法施行令第5条 横浜市社会福祉審議会条例 横浜市社会福祉審議会運営要綱	横浜市地方社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部に諮問 根拠:身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(厚生労働省通達)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>精神障害者保健福祉手帳判定会議(※)に意見聴取【従前(平成28年10月末日までに、次の要領に基づいて意見聴取がなされた場合)】</th> <th>精神保健指定医に意見聴取(会議体)【今後(平成28年11月1日以降に、次の要領に基づいて意見聴取がなされた場合)】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 根拠:精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について(厚生省医療局長通知)及び横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳判定会議運営要領(平成25年4月15日制定) ※地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。 </td> <td> 根拠:横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定業務取扱要領(平成28年11月1日制定) ※地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。 </td> </tr> </tbody> </table>		精神障害者保健福祉手帳判定会議(※)に意見聴取【従前(平成28年10月末日までに、次の要領に基づいて意見聴取がなされた場合)】	精神保健指定医に意見聴取(会議体)【今後(平成28年11月1日以降に、次の要領に基づいて意見聴取がなされた場合)】	根拠:精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について(厚生省医療局長通知)及び横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳判定会議運営要領(平成25年4月15日制定) ※地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。	根拠:横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定業務取扱要領(平成28年11月1日制定) ※地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。	建築審査会							
精神障害者保健福祉手帳判定会議(※)に意見聴取【従前(平成28年10月末日までに、次の要領に基づいて意見聴取がなされた場合)】	精神保健指定医に意見聴取(会議体)【今後(平成28年11月1日以降に、次の要領に基づいて意見聴取がなされた場合)】															
根拠:精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について(厚生省医療局長通知)及び横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳判定会議運営要領(平成25年4月15日制定) ※地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。	根拠:横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定業務取扱要領(平成28年11月1日制定) ※地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。															
諮問機関の性質	附属機関		附属機関ではない		附属機関											
行政不服審査会への諮問の要否(案)	不要	不要	不要	不要	不要											
	行政不服審査法第43条第1項第1号該当	行政不服審査法第43条第1項第5号該当 身体Aと同様の手続を経ているため	行政不服審査法第43条第1項第5号該当 裁決をしようとするときに上記「横浜市社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部会」に諮問する運用とし、行政不服審査法第43条第1項第2号に準じる取扱いとする	行政不服審査法第43条第1項第5号該当 実質的には、身体A・身体Bと同様の手続であるため	行政不服審査法第43条第1項第5号該当 処分の要件が明確に定められ、行政裁量が認められないため(精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について(厚生労働省通達))	行政不服審査法第43条第1項第5号該当 実質的には、身体A・Bと同様、第三者機関の議を経ているため (法律、政令又は条例には行審法第9条第1項に掲げる機関(附属機関)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めはないため、行審法第43条第1項第1号には該当しない。しかし、「横浜市国際港都建設計画高度地区の変更」(告示)において、当該処分の際に、第三者機関である建築審査会の同意を得る旨定められている。)										

横浜市告示第 535 号

横浜国際港都建設計画高度地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画高度地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 8 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜国際港都建設計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
高度地区 (最高限第 1 種)	約13,678ha	(1) 建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する建築物の高さをいう。以下同じ。）は、10メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さ（建築物の高さによる。以下同じ。）は、当該各部分から敷地境界線（令第 1 条第 1 号に規定する敷地に係る境界線をいう。以下同じ。）までの真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 5メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高度地区 (最高限第 2 種)	約29ha	(1) 建築物の高さは、12メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から敷地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 5メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高度地区 (最高限第 3 種)	約4,380ha	(1) 建築物の高さは、15メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から敷地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 7メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高度地区 (最高限第 4 種)	約6,423ha	(1) 建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から敷地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 7.5メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高度地区 (最高限第 5 種)	約3,030ha	(1) 建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から敷地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 10メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高度地区 (最高限第 6 種)	約1,060ha	建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。	
高度地区 (最高限第 7 種)	約2,661ha	建築物の高さは、31メートルを超えてはならない。	
合 計	約31,261ha		

<p>1 適用の除外</p> <p>次の各号のいずれかに該当する建築物については、前記の制限は適用しない。</p> <p>(1) 都市計画において決定した一団地の住宅施設に係る建築物</p> <p>(2) 都市計画において決定した地区計画等により建築物の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で当該地区計画等に適合しているもの</p> <p>(3) 市長が市街地環境の整備向上に寄与すると認め、かつ、建築審査会の同意を得て許可した建築物</p> <p>(4) 市長が公益上やむを得ない、又は周囲の状況等により都市計画に支障がないと認め、かつ、建築審</p>

査会の同意を得て許可した建築物

- (5) 最高限第 1 種高度地区内において、北側斜線（前記の建築物の各部分から敷地境界線までの真北方向の水平距離に対する当該建築物の各部分の高さの最高限度である線をいう。以下同じ。）内にある高さ12メートル以下の建築物であって、市長が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めたもの
- (6) 最高限第 7 種高度地区内において、建築物の全部又は一部が高度利用地区又は最低限高度地区の適用を受ける建築物
- (7) 工業地域内の最高限第 5 種高度地区内において、高さ31メートル以下の建築物で、当該高度地区における高さの最高限度を超える部分を住宅（長屋及び兼用住宅を含む。）、共同住宅、寄宿舎及び下宿その他これらに附属するものの用途に供しないもの

2 制限の緩和

- (1) 建築物の敷地の北側に道路（建築基準法（昭和25年法律第 201 号。以下「法」という。）第42条に規定する道路をいう。以下同じ。）、水面、線路敷その他これらに類するもの（広場及び公園を除く。以下「道路等」という。）が接する場合は、当該道路等に接する敷地境界線は、当該道路等の真北方向の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
- (2) 建築物の敷地の北側に接する道路等の反対側にさらに道路等が連続してある場合は、前号にかかわらず、当該道路等に接する敷地境界線は、これらの道路等のそれぞれの真北方向の幅を合計した幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
- (3) 建築物の敷地の地盤面が北側隣地（当該敷地の北側に接する道路がある場合は、当該道路の反対側の隣接地をいう。以下この号において同じ。）の地盤面（北側隣地に建築物がない場合は、当該隣地の平均地表面をいう。以下この号において同じ。）より1メートル以上低い場合の北側斜線は、当該敷地の地盤面と北側隣地の地盤面との高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置に置くものとみなす。
- (4) 一団地内に2以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築する場合又は一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として総合的見地からした設計によって当該区域内に建築物が建築される場合において、市長がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

3 建築物の敷地が2以上の高度地区又は高度地区の内外にわたる場合の措置

建築物の敷地が2以上の高度地区又は高度地区の内外にわたる場合の北側斜線は、北側の敷地境界線が属する高度地区に関する制限によるものとする。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
高度地区 (最低限第 1 種)	約 78ha	建築物の各部分の高さの最低限度は、14メートルとする。	
高度地区 (最低限第 2 種)	0ha	建築物の各部分の高さの最低限度は、12メートルとする。	
高度地区 (最低限第 3 種)	約 5ha	建築物の各部分の高さの最低限度は、7メートルとする。	
合 計	約 83ha		

適用の除外

建築物又は建築物の部分で、最低限第 1 種及び最低限第 2 種の区域にあつては第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当するものについて、最低限第 3 種の区域にあつては第 1 号、第 2 号、第 6 号又は第 7 号のいずれかに該当するものについては、前記の制限は適用しない。

- (1) 市長が公益上やむを得ない、又は周囲の状況等により都市計画上支障がないと認め、建築審査会の同意を得て許可した建築物
- (2) 玄関、出入口、ポーチその他これらに類するもの
- (3) 前記の最低限度以上の高さに増築することを予定した基礎及び主要構造部を有する建築物
- (4) 路線の形状で指定した区域においては、敷地とこれに接する道路との境界線からの水平距離が 9 メートルを超える部分にある建築物又は建築物の部分
- (5) 団地の形状で指定した区域においては、建築面積の 2 分の 1 未満に当たる建築物の部分
- (6) 横浜市防災計画において延焼遮断帯路線として指定した道路の境界面に建築物（ひさしを除く。）を投影したとき、投影面上で高さ 7 メートルに満たない部分の水平長さの合計が建築物の水平長さ（建築物が区域の内外にわたる場合は、区域外の建築物の水平長さを含むことができる。）の 2 分の 1

未満である場合の当該部分

- (7) 法第 3 条第 2 項の規定により法第58条の規定の適用を受けない建築物で、令第 137 条の 7 第 1 号及び第 2 号に定める範囲内において増築若しくは改築を行うもの又は大規模の修繕若しくは大規模の様替を行うもの

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）